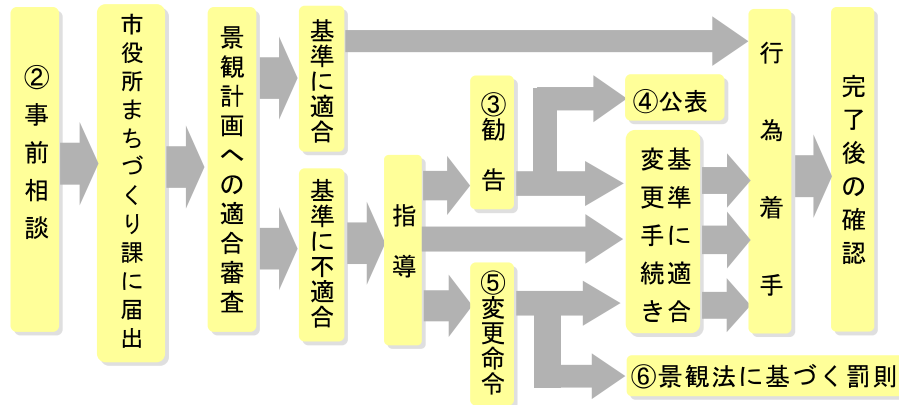


届出にあたって

■届出の流れ

届出対象行為を行う場合には、行為着手の30日前までに届出が必要です(①)。



<注意事項>

- ①届出が受理されてから30日間を経過した後でなければ行為に着手することができません。
ただし、30日以内でも、審査の結果、基準への適合が確認された場合は行為の着手が可能です（建築確認を要するものは確認済であることが必要です）。
- ②建築物等の構想・計画段階で事前にご相談ください。
- ③指導に従わなかった場合、基準に適合するよう勧告する場合があります。
- ④勧告に従わなかった場合には、氏名・事実の概略等を公表する場合があります。
- ⑤形態意匠（色彩を含む）については、変更命令を行う場合があります。
- ⑥変更命令に反した場合や届出のない場合等には、罰則が科せられる場合があります。

■届出に必要な書類

- 届出書
- 位置図
- 配置図
- 平面図
- 各面の立面図（着色）
- 外構平面図
- 現況写真（2方向以上、カラー）

※行為の種類によって必要な書類が異なりますので、詳細につきましては、都市計画課にお問い合わせください。

お問い合わせは

唐津市 都市整備部 都市計画課

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

TEL : 0955-72-9136 FAX : 0955-72-9179

唐津市景観計画重点区域

「蕨野の棚田地区」の 景観まちづくり



唐津市では、豊かな自然・歴史・文化に育まれた美しい景観を保全、再生、創造していくために、平成19年10月に「唐津市の良好な景観の形成に関する基本方針」を策定し、良好な景観形成に向けた景観まちづくりに取り組んでいます。

この基本方針を踏まえ、景観法に基づく「唐津市景観計画」を策定し、平成20年4月1日より施行しました。

この「唐津市景観計画」において重点区域として指定された『蕨野の棚田地区』では、地域の特色を活かした良好な景観形成を図るため、重点的に景観まちづくりを推進していきます。

唐津市 都市整備部 都市計画課

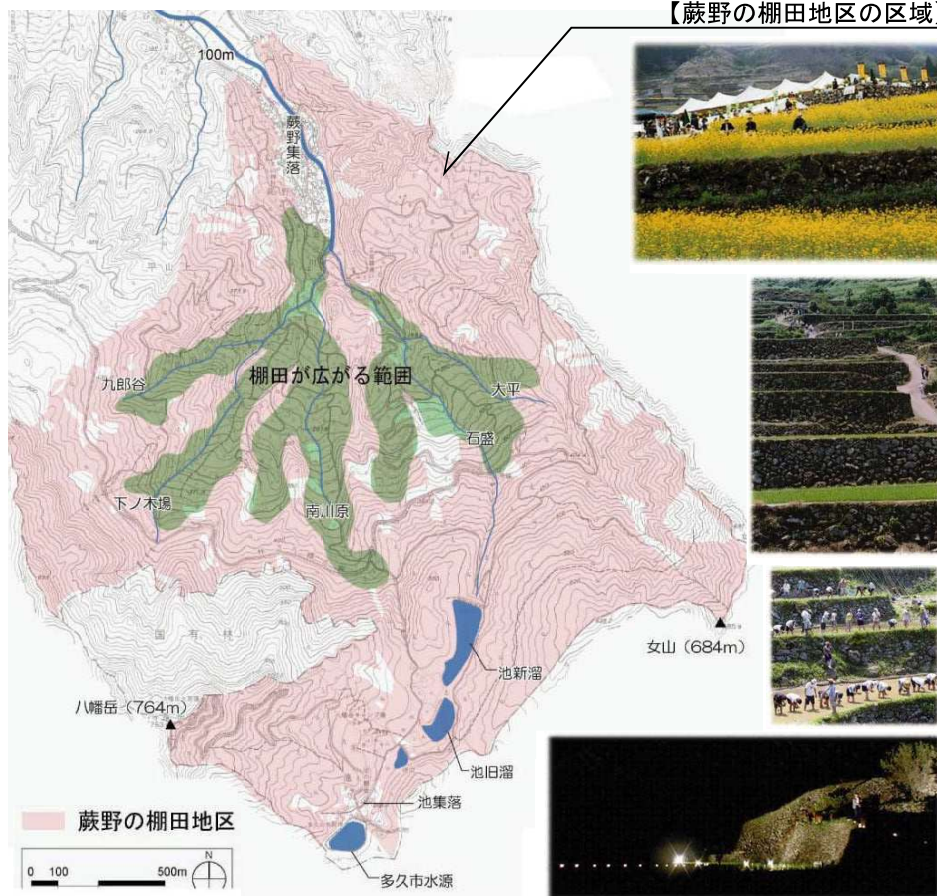
蕨野の棚田地区の景観形成

「蕨野の棚田」がもつ、全体景観の壮大さと有機的な美しさ、石造技術の知恵と工夫に裏付けられた歴史、「手間講」の精神に象徴される協働活動の継続、という特徴を維持するとともに次世代に継承し、地域との協働により貴重な景観を守り、育てる景観まちづくりを推進します。

景観形成の基本方針

- 棚田と山林などの周辺環境が一体となって創り出す蕨野の棚田の景観を総合的に保全します。
- 蕨野の棚田の文化的景観を、地域・市民の貴重な共有財産と考え、地域との協働により良好な景観の保全・継承・活用を図ります。
- 景観と生活、生業との調和のとれた、良好な景観形成を推進します。

【蕨野の棚田地区の区域】



良好な景観形成に向けて

唐津市景観計画では、蕨野の棚田地区の良好な景観を守るために、建築物の建築等の行為についての景観形成のルール（景観形成基準）を定めています。今後、「蕨野の棚田地区」内で次の行為を行う場合には、届出が必要になります。

届出対象行為

- 建築物・工作物の新築、増築、改築、外観を変更する修繕等
- 都市計画法に定める開発行為で、開発区域の面積が10,000㎡を超えるもの
- 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- 木竹の伐採または植栽
- 水面の埋立て

※ 上記の行為については、行為の規模に関わらず届出が必要です（下記「届出を要しない行為」を除く）。詳しくはまちづくり課までお問い合わせください

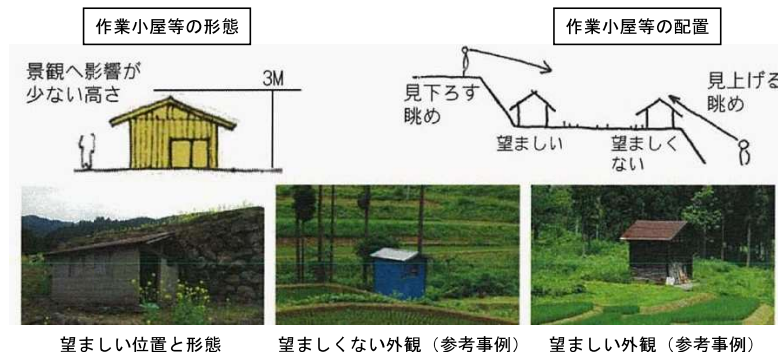
届出を要しない行為

- 地下に設ける建築物・工作物の建築等
- 都市計画法に定める開発行為で、開発区域の面積が10,000㎡未満のもの
- 農業や林業を営むための行為（建築物等の建築、貯水槽等の建築等、2mを超える農道・林道・用水路の設置、皆伐等を除く）
- 通常の維持管理行為 など

景観形成のルール（景観形成基準）

唐津市景観計画では、行為の種類に応じた景観形成のルール（景観形成基準）を定めています。行為にあたっては、これらの基準に充分に配慮してください。

景観形成のルール（景観形成基準）の例



※届出の必要な行為、景観形成のルール（景観形成基準）についての詳細はまちづくり課までお問い合わせください。